

家畜商法の概要と家畜商免許の申請手続

平成29年10月
長崎県農林部畜産課

1 家畜商法の概要

家畜商法は、家畜商について免許、営業保証金の供託等の制度を設けることにより、家畜商の業務の健全な運営を図り、それによって家畜の取引の公正を確保することを目的としている（法第1条）。すなわち、家畜商の営業について、家畜取引の公正を確保するための最低限の規制を加えることにより農家の経営の保全を図るとともに、他方において家畜商の社会的信用を高め、もって家畜の流通の円滑化を図ることがこの法律の目的である。

家畜商法では、第一に、家畜商に営業の免許制度を採用し、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けた者でなければ家畜の取引の事業を営んではならないこととしている（法第3条及び10条）。

「家畜の取引」とは、家畜の売買、交換とそのどちらかのあっせんの事業を意味しており、通常家畜について行われる全ての取引を含んでいると考えられる。この場合「事業」とは、一般に営利の目的をもって継続的に、しかも反復して行われる行為を指している。したがって家畜商とは、営利の目的をもって家畜の取引を継続的かつ反復的に行う者であり、個人であっても法人であっても、営利の目的であれば家畜の用途にかかわらず、家畜商の免許を必要とする。

第2に営業保証金の供託制度を設け、家畜商に一定額の営業保証金を国家機関である供託所に供託させることによって、家畜商の信用を補完するとともに、家畜の取引の相手方の保護を図ることとしている（法第10条の2）。

第3に、家畜商に家畜取引に関する帳簿を備えさせることとし、これによって家畜商の家畜の取引の公正明朗化を図っている。

2 家畜商の範囲

家畜商とは、**営利の目的をもって家畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の売買、交換、あっせんの業務を継続的かつ反復的に行う者**であって、個人であるか法人であるかを問わない。営利の目的を有しない家畜の売買、交換、あっせんの行為、又は営利的色彩があっても偶発的であり継続性や反復性のない行為は、本法の適用外と解される。

家畜商に雇用され家畜の取引に従事する使用人には、使用主たる家畜商名義の免許証を複数交付（携帯用小型免許証）する方法をとって、法第11条の免許証の呈示義務に應ずるよう措置している。

（具体例）

ア 家畜の生体を購入する食肉販売事業者は家畜商免許が必要。

イ 食肉業者であっても枝肉部分肉のみを買い取り精肉販売をする者は家畜商免許が不要。

※農家が自らの家畜を売買、交換するときは、本法の対象でない。

3 家畜商講習会

家畜商講習会は、家畜商になろうとする者又はその従業者に家畜の取引についての法律及び技術的知識を深めさせ、家畜の取引に関する事故の発生を防止し、家畜商の信用を高めることを目的として、長崎県では2年に一回開催している。(法第4条の2第1項)

講習会の開催に当たっては、その開始予定日の20日前までに開催の期日、場所、受講の申込み方法、講習科目及び時間数、講習時間割、受講申込書様式を公示することとなっている。公示の方法は、県公報に登載するほか市町村並びに関係団体へ通知する。

受講の申込みは、受講申込書(写真添付)等に受講手数料3,300円(県収入証紙)を添えて知事へ申し込みをする。講習会の全課程を終了した者には、終了証明書を交付する。

※獣医師、家畜人工授精師は、一部講習科目の受講を免除される。

4 家畜商免許の申請

家畜商になろうとする者は、家畜商免許申請書に次に掲げる書類を添えてその住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

提出書類

- ア 申請書
- イ 家畜商講習会の終了証明書の写及び申請前6ヶ月以内に撮影した家畜商免許証貼付用写真。
- ウ 事業所の所在地を記載した書面
- エ 欠格要件(法第4条各号)に該当しないことを誓約する書面。
- オ 法人の場合は法人登記簿の抄本、外国人の場合は外国人登録証明書の写し。

免許の要件(以下のいずれかに該当する者でなければ免許は与えられない)

- ア 家畜商講習会の課程を修了した者
- イ 自らは家畜商講習会の課程を修了していないが、講習会の課程を修了した者を従業者として置く者

免許の欠格要件(以下に該当する者には免許は与えられない)

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は家畜取引関係法令(家畜商法、家畜伝染病予防法、家畜取引法)に違反して罰金の刑に処せられてから2年未満の者(執行猶予の場合は、猶予期間満了から2年を経過しない者)
- ウ 免許の取消しを受けてから2年を経過しない者

また、免許を受けるためには、すべての事業所に最低一人以上の資格をもつ者を置かなければならない。

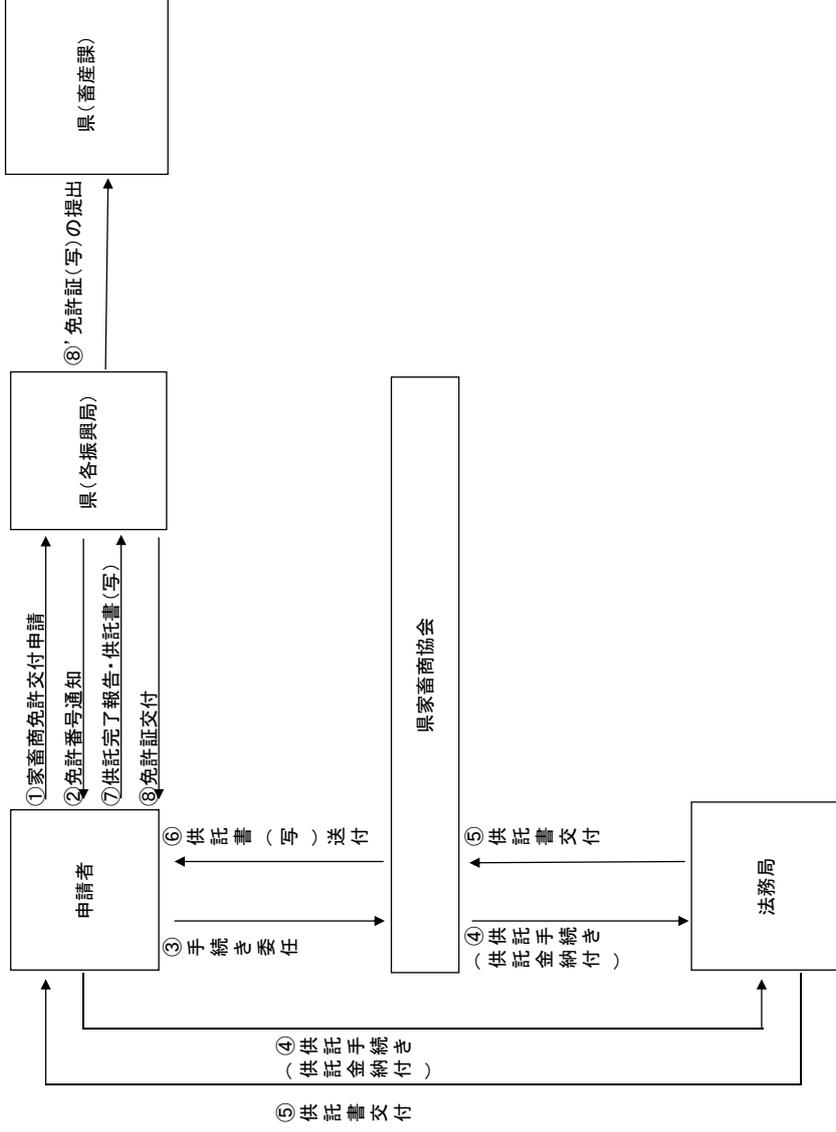
○家畜商免許申請手続書類一覧表

提出書類	本人 (事業主)	従業員	注意事項											
家畜商免許申請書 (様式第6号)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・住所は住民票抄本の住所と一致させること ・法人の場合は法人名とその代表者氏名を記載 											
住民票	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の場合、外国人登録証明書の写し ・法人の場合、登記証の抄本 											
従業者調書 (様式第9号)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が家畜取引に従事する場合も従事欄に記入 ・家畜取引に従事しない事業主は記入不要 											
事業所の所在地調書	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所とは、帳簿を備え取引の基地となる所 											
講習会終了証の写し	○	○												
写真(2枚)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以内に撮影したもの ・縦2.2cm×横2.5cm 											
誓約書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられた者は、その旨及び刑の執行が終わった日、または執行を受けないことが確定した日を記入(刑の執行が終わってから2年経過後手続きをとる) ・家畜取引関係法令に違反して、罰金刑に処せられた者も同 ・本人の意思により免許を取り消した場合は、2年の期間に関係なく申請できる。 											
免許手数料	○	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 場合</th> <th>使用人その他 従業員数</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人1人営業</td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用人その他従 業員をおく場合</td> <td>1~4人</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 手数料は長崎県収入証紙による</p>	区分 場合	使用人その他 従業員数	手数料	本人1人営業		1,600円	使用人その他従 業員をおく場合	1~4人	1,900円	5人以上	2,500円
区分 場合	使用人その他 従業員数	手数料												
本人1人営業		1,600円												
使用人その他従 業員をおく場合	1~4人	1,900円												
	5人以上	2,500円												

家畜商免許証申請について

- ①申請者から県へ免許交付申請。
- ②県から免許番号等の通知。(畜産課にも併せて通知する)
- ③協会に手続きを委任する場合
協会に連絡をとり、委任に必要な手続きを行う。
- ④供託金を法務局に納付。
- ⑤法務局より供託書交付
- ⑥申請者へ供託書(写)を送付。
(供託書の紛失を避けるため、申請者の同意のもと、原本は家畜商協会に保管されている。)
- ⑦供託完了報告書と供託書(写)を県に提出(市町経由)。
- ⑧県から家畜商免許証を交付。(畜産課にも免許証(写)を提出する)

フロー図



個人で供託する場合

- ④供託金を法務局に納付。
- ⑤法務局より供託書交付。
- ⑦供託完了報告書と供託書(写)を県に提出。
- ⑧県から家畜商免許証を交付。

(2) 免許書換交付申請

家畜商は、家畜商免許証に記載された事項に変更が生じたときは、畜産課又は各振興局、市町へ登録変更申請書（様式第8号）を提出するとともに、その免許証の書換交付を申請しなければならない。（施行令第3条及び施行規則第7条）

なお、畜産課で管理する家畜商名簿を訂正するため、書換交付後は申請書（写）と書換後の免許証の（写）を畜産課へ提出すること。

※具体的には、以下の項目に変更があった場合に申請が必要となる。

- ・家畜商の住所、家畜の取引の事業に係る事業所の所在地
- ・氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称並びに本店及び家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地）
- ・当該家畜商免許に係る家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名

○住所を変更した場合（施行令第3条）

ア) 登録を受けた都道府県区域内で住所変更する場合

登録を受けた都道府県知事に免許の登録変更及び書換交付申請を行う。

イ) 登録を受けた都道府県区域外に住所変更する場合

登録を受けた都道府県知事に住所変更にかかる登録変更を申請するとともに、変更後の都道府県知事にその旨を届け出るとともに、家畜商免許証を添えて免許書換交付を申請する。

（例）福岡県で家畜商免許の登録を受けた者が、長崎県に住所変更する場合

家畜商は、福岡県へ住所変更を申請した上で、長崎県に対して福岡県へ住所変更の申請をした旨を届け出るとともに、家畜商免許と免許書換交付申請書を提出する。

○事業所、使用人その他従業者に関して変更がある場合

ア) 登録を受けた都道府県区域内に住所がある場合

登録を受けた都道府県知事に対し、登録変更及び家畜商免許の書換交付を申請する。

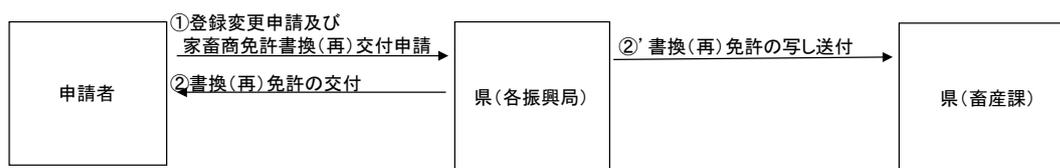
イ) 登録を受けた都道府県区域外に住所がある場合

登録を受けた都道府県知事に登録変更を申請するとともに、変更後の都道府県知事にその旨を届け出るとともに、家畜商免許証を添えて免許書換交付を申請する。

○書換交付申請に必要な書類

提出書類	規格・様式	注意事項
登録変更申請書	様式第8号	
書換交付申請書	様式第10号	
（他都道府県での登録変更申請届出）	任意	他都道府県から本県へ住所変更等をする場合に必要
変更事項の根拠書類		住民票等
書換交付手数料	長崎県収入証紙	1件あたり1,000円

家畜商免許書換(再)交付 事務手続きフロー図



(3) 家畜商免許再交付申請

家畜商は、家畜商免許を著しく破損し、又は亡失したときは、その免許を受けた都道府県知事に申請して家畜商免許証の再交付を受けることができる（施行令第6条）。

○再交付に必要な書類

	規格・様式	破(汚)損		亡失	
		大型免許	小型免許	大型免許	小型免許
再交付申請書	様式第11号	○	○	○	○
旧免許証		○	○	×	×
家畜商免許証紛失顛末書		×	×	○	○
写真(2枚)	新免許申請時に同じ	×	○	×	○
再交付手数料	証紙(1,100円)	○	○	○	○

5 営業保証金の供託

営業保証金の制度は、一般に取引上事故の起こりやすい種類の営業について、その営業活動の社会的安全を確保するため、営業開始前に一定額の保証金を積立させ、供託所がこれを保管し、事故が起きた場合の取引の相手方の損害の補てんを保証する制度であり、これによって取引の相手方を保護し、当該業者の社会一般に対する信用を高め、もってその営業の円滑化を図ることを目的としている。

供託すべき営業保証金の額は、家畜の取引に従事する者の数が1人である場合には2万円、1人を超える場合には、2万円に2人目から1人につき1万円を加えた額とする。

なお、家畜商免許証の交付に当たっては、まず、免許証交付申請時に営業保証金の供託に必要な免許番号及び登録日を申請者あて通知(別添様式)し、申請者から供託証書の写しの提出を受けた後、免許証を交付することとなっている。

供託金額例	保証金の額
1人で行を営む場合	2万円
自ら家畜の取引に従事する家畜商で、家畜の取引に従事する使用人を3人使用する場合	5万円
自らは家畜の取引に従事しない家畜商で、家畜の取引に従事する使用人を3人使用する場合	4万円

6 家畜商廃業時の手続き（※本人死亡時は家族による代理申請）

都道府県知事が免許の取消事項に該当する場合や家畜商からの申請により免許を取り消した時、又は家畜商が死亡し、若しくは解散したときは、その者に係る家畜商名簿の登録を消除しなければならず、登録を消除された家畜商又は相続人若しくは清算人は、家畜商免許を返納しなければならない。（施行令第4条、第7条）

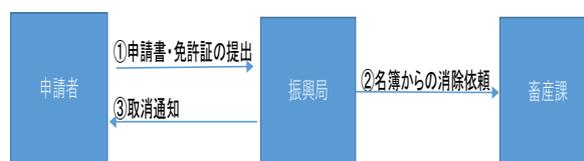
また、家畜商は家畜商名簿の登録が消除された時、免許交付時に供託した営業保証金を取り戻すことができる。（施行令第10条の7）

家畜商免許取消し申請、免許証返納

免許取消事務

- ①家畜商又は家族（相続人）などが県（振興局）へ 家畜商免許取消申請書・家畜商免許証（紛失の場合は家畜商免許紛失届）を提出
- ②振興局は、畜産課へ家畜商名簿からの消除を依頼
- ③県（振興局）から家畜商へ家畜商免許証の取消通知

フロー図



畜産課、所管する県の各振興局（農業企画課・農業振興普及課）へ家畜商免許取消申請書、家畜商免許証返納書、免許証（紛失した場合は家畜商免許証紛失顛末書）を提出し、申請者について家畜商名簿から消除したうえで、家畜商へ取り消し通知を行う。

供託金取戻し手続き

家畜商名簿から消除された家畜商（以下、申請者とする）は、供託した営業保証金を取り戻すため、官報に公告を掲出し、公告期間内に申し立てがないことを県に証明してもらい、法務局で取戻し手続きをしなければならない。（法第10条の7）

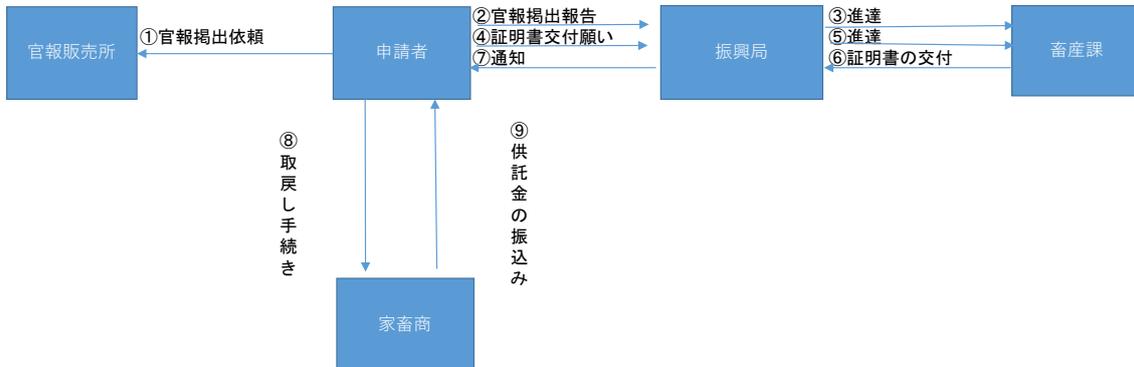
ただし、家畜商名簿から消除されて10年経過した場合については、公告をせず、県から営業保証金供託原因消滅証明書を交付してもらうことで取戻しをすることができる。（法第10条の7ただし書き）

<参考>通常の営業保証金取戻し手続きについて（登録消除後10年以内の場合）

営業保証金取り戻し事務

- ①長崎県官報販売所に官報掲載を依頼
- ②官報掲載後、県（振興局）へ官報掲載報告書と掲載公告を提出
- ③振興局は畜産課に②の書類を進達
- ④6ヵ月後、申請者は振興局に家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付を申請
- ⑤振興局は畜産課に④の書類を進達
- ⑥畜産課は家畜商営業保証金規則第9条による証明書を発行
- ⑦振興局は申請者に通知
- ⑧申請者は家畜商営業保証金規則第9条による証明書及び必要書類を最寄の法務局へ提出
- ⑨法務局が受理後、7日後に指定口座へ営業保証金の振込み

フロー図



○法務局への提出書類

- ・ 供託金払渡請求書(法務局窓口又は法務局のホームページから入手出来ます)
- ・ 供託金払戻請求者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
※法務局窓口に本人が来られ、運転免許証で本人確認が出来る場合は印鑑証明書は省略できます。
- ・ 家畜商営業保証金規則第9条による県知事証明
- ・ 本人死亡時のみ
 - ①戸籍・除籍等相続関係書類
 - ②相続人の住民票
 - ③被相続人（供託者）の除住民票又は戸籍の除付票（供託書正本に記載されている住所と同一の住所の記載があるもの）
 - ④遺産分割協議により、特定の相続人が払渡請求を行う場合には、遺産分割協議書（印鑑証明書付）
※遺産分割協議書につける印鑑証明書は遺産分割協議書の作成前3ヶ月以内又は、作成後に発行されたものを添付してください。
 - ⑤委任状（代理人が請求する場合のみ）
※委任者は実印を押印してください。

※ 本人死亡時には上記以外にも法務局より書類提出依頼の可能性があるので、申請者へ事前の確認を促す。

<参考> 例外的な事務手続き（登録削除後10年以上経過した場合）

- ・・・官報の掲載が不要となります。
- ① 県から家畜商等に対する家畜商免許の消除通知
- ② ①から10年経過後、家畜商等から県（振興局）へ家畜商営業保証金供託原因消滅事由証明書交付申請書（以下、「供託原因消滅事由証明書」という）を提出
- ③ 振興局は畜産課に②の文書を進達
- ④ 畜産課が家畜商営業保証金供託原因消滅事由証明書を発行
- ⑤ 振興局は申請者に通知

⑥ 家畜商等が必要書類を揃え、法務局へ営業保証金払渡請求